

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成19年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		133	85	26	47		4			8	48
松山市		431	421	194	75		89	8		55	10
今治市		72	67	8	11		18	2		28	5
宇和島市		31	14	7			2			5	17
八幡浜市		13	13	3	2		6			2	
新居浜市		127	127	98	6		12	1		10	
西条市		77	26		10		8			8	51
大洲市		12	10	5	2		2			1	2
四国中央市		44	44	38	3		2			1	
伊予市		34	21	13	2		2			4	13
西予市		2	2				1			1	
東温市		49	24	14	6		4				25
市計		892	769	380	117	0	146	11	0	115	123
上島町											
久万高原町											
松前町		58	41	27	6	2	2			4	17
砥部町		35	20	6	6		3			5	15
内子町		5	2	2							3
伊方町											
鬼北町											
松野町											
愛南町											
町計		98	63	35	12	2	5	0	0	9	35
合計		1,123	917	441	176	2	155	11	0	132	206

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源 \ 年度	17	18	19
合 計	1,249	1,180	1,123
農 業	15	59	53
林 業	8	3	3
漁 業	20	4	5
鉱 業	1	-	3
建 設 業	234	226	174
製 造 業	145	126	133
電気・ガス・熱供給業・水道業	5	3	4
情 報 通 信 業	1	-	-
運 輸 業	10	11	12
卸 売 ・ 小 売 業	30	21	27
金 融 ・ 保 険 業	-	-	-
不動産業	2	8	7
飲食店、宿泊業	34	37	38
医療、福祉	2	4	2
教育、学習支援業	-	-	7
複合サービス事業	12	7	7
サービス業(他に分類されないもの)	120	81	72
公務(他に分類されないもの)	7	4	1
分類不能の産業	21	33	20
会社・事業所以外	582	553	555
個人	383	337	329
その他	61	49	39
不明	138	167	187

発生源 \ 年度	17	18	19
合 計	1,249	1,180	1,123
焼 却 施 設	39	36	36
産 業 用 機 械 作 動	51	69	73
産 業 排 水	60	40	58
流 出 ・ 漏 洩	75	66	54
工 事 ・ 建 設 作 業	94	105	88
飲 食 店 営 業	22	19	25
カ ラ オ ケ	9	7	6
移動発生源(自動車運行)	5	7	16
移動発生源(鉄道運行)	-	-	-
移動発生源(航空機運航)	-	-	-
廃 棄 物 投 棄	76	98	67
家 庭 生 活(機械)	6	4	5
家 庭 生 活(ペット)	3	2	5
家 庭 生 活(その他)	52	38	29
焼 却(野焼き)	462	413	416
自 然 系	39	40	41
そ の 他	181	151	122
不 明	75	85	82

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000 N m ³ / h 以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000 N m ³ / h 未満の工場	常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	排出ガス量40,000 N m ³ / h 以上かつ排出水量10,000 m ³ / 日以上以上の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出ガス量10,000 N m ³ / h 以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000 N m ³ / h 以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000 N m ³ / h 未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000 m ³ / 日以上以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000 m ³ / 日未満の工場		
	排出水量1,000 m ³ / 日以上以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000 m ³ / 日以上以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000 m ³ / 日未満の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)			
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			